

「三重県アルコール健康障害対策推進計画」 新旧対照表（案）

資料 2

No.	頁	最終案	中間案（第 2 回部会）	備考																								
1	6	本県の令和 2 年の飲酒運転による人身事故件数は 37 件、死亡事故件数は 5 件となっており、「三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす条例」施行前の平成 24 年と比べると、人身事故件数は半減しています。	本県の令和元年の飲酒運転による人身事故件数は 36 件、死亡事故件数は 2 件となっており、「三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす条例」施行前と比べると、人身事故件数は半減しています。	時点修正																								
2	6	本県では、飲酒運転の根絶のために「三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす条例」（平成 25 年 7 月 1 日施行。受診義務については、平成 26 年 1 月 1 日施行）を制定しています。この条例において、飲酒運転違反者は、知事が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）においてアルコール依存症に関する診断を受けなければならないこととされています。令和 2 年度は、飲酒運転違反者 381 人に対して受診義務に関する通知を行ったところ、195 人の受診結果報告があり、受診率は 51.2%となっています。	本県では、飲酒運転の根絶のために「三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす条例」（平成 25 年 7 月 1 日施行。受診義務については、平成 26 年 1 月 1 日施行）を制定しています。この条例において、飲酒運転違反者は、知事が指定する医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受けなければならないこととされています。令和 2 年度は、飲酒運転違反者 382 人に対して受診義務に関する通知を行ったところ、192 人の受診結果報告があり、受診率は 50.3%となっています。	時点修正																								
3	7 ～ 8	本県の DV 相談対応件数は、<u>近年 900 件前後で推移をしていましたが、令和 2 年度は 1,337 件となり増加が顕著です。（表 3）</u> 表 3 DV 相談対応件数の推移 ※アルコール健康障害関連以外の要因も含む（件） <table><tr><td></td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>DV 相談対応件数</td><td>969</td><td>843</td><td>882</td><td>964</td><td>1,337</td></tr></table> 出典：三重県 女性相談所統計		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	DV 相談対応件数	969	843	882	964	1,337	本県の DV 相談対応件数は、令和元年度は 964 件で、<u>経年的には約 1,000 件前後で推移しています。（表 3）</u> 表 3 DV 相談対応件数の推移 （件） <table><tr><td></td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td></tr><tr><td>DV 相談対応件数</td><td>1,083</td><td>969</td><td>843</td><td>882</td><td>964</td></tr></table> 出典：三重県「女性相談所統計」		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	DV 相談対応件数	1,083	969	843	882	964	時点修正
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																							
DV 相談対応件数	969	843	882	964	1,337																							
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																							
DV 相談対応件数	1,083	969	843	882	964																							
4	8	本県の自殺者数は、人口動態統計によると、令和 2 年は <u>269 人となり、近年では減少傾向にあります。（表 5）</u> 表 5 自殺者数の推移 ※アルコール健康障害関連以外の要因も含む（人） <table><tr><td></td><td>平成 28 年</td><td>平成 29 年</td><td>平成 30 年</td><td>令和元年</td><td>令和 2 年</td></tr><tr><td>自殺者数</td><td>265</td><td>305</td><td>293</td><td>276</td><td>269</td></tr></table> 出典：厚生労働省 人口動態統計		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	自殺者数	265	305	293	276	269	本県の自殺者数は、人口動態統計によると、令和元年は <u>276 人で、経年的には 300 人前後で推移しています。（表 5）</u> 表 5 自殺者数の推移 （人） <table><tr><td></td><td>平成 27 年</td><td>平成 28 年</td><td>平成 29 年</td><td>平成 30 年</td><td>令和元年</td></tr><tr><td>自殺者数</td><td>339</td><td>265</td><td>305</td><td>293</td><td>276</td></tr></table> 出典：厚生労働省「人口動態統計」		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	自殺者数	339	265	305	293	276	時点修正
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年																							
自殺者数	265	305	293	276	269																							
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年																							
自殺者数	339	265	305	293	276																							

「三重県アルコール健康障害対策推進計画」 新旧対照表（案）

資料2

5	17	アルコール依存症治療について、 <u>各障害保健福祉圏域において地域の精神科や内科、一般救急と専門医療機関等が連携して対応できるよう、「アルコール救急多機関連携マニュアル」の活用や事例検討等により、医師等の職能団体や警察、消防等の関係機関とともに医療連携体制の構築を推進します。</u> （医療保健部）	アルコール依存症治療について、地域の精神科や内科、一般救急と <u>アルコール依存症の専門医療機関等が連携して対応できるよう、「アルコール救急多機関連携マニュアル」の活用などにより、各障害保健福祉圏域における連携体制の構築を図ります。</u> （医療保健部）	部会の意見に基づく修正
6	18	関係機関の連携体制を構築するため、医師、看護師、 <u>ソーシャルワーカー、栄養士、薬剤師、臨床心理士、保健師等</u> が参加する多機関多職種との連携した研修の開催等を支援します。（医療保健部）	関係機関の連携体制を構築するため、医師、看護師、栄養士、薬剤師、臨床心理士等が参加する多機関多職種の連携した研修の開催等を支援します。（医療保健部）	部会の意見に基づく修正
7	20	アルコール健康障害に関する相談は、こころの健康センター（県全体の核となる相談拠点）、各保健所（地域の相談拠点）、 <u>市町保健・福祉担当課、保健センター</u> 、自助グループ等において対応しています。	アルコール健康障害に関する相談は、こころの健康センター（県全体の核となる相談拠点）、各保健所（地域の相談拠点）、 <u>市町障がい福祉担当課</u> 、自助グループ等において対応しています。	部会の意見に基づく修正
8	20～21	保健所において、地域のアルコール関連問題相談拠点として、 <u>市町保健・福祉担当課、保健センター等</u> と連携しながら、アルコール関連問題に関する相談を実施します。（医療保健部）	保健所において、地域のアルコール関連問題相談拠点として、 <u>市町障がい福祉担当課等</u> と連携しながら、アルコール関連問題に関する相談を実施します。（医療保健部）	部会の意見に基づく修正
9	24	依存症問題に関する支援力の向上を目的として、保健所や <u>市町保健・福祉担当課等</u> のアルコール依存症当事者及びその家族等の相談に応じる機関や児童相談所、福祉事務所生活保護担当課、地域包括支援センター <u>など</u> 、アルコール関連問題に対応している様々な関係機関を対象に研修を行います。（医療保健部）	依存症問題に関する支援力の向上を目的として、保健所や <u>市町障がい福祉担当課等</u> のアルコール依存症当事者及びその家族等の相談に応じる機関や児童相談所、福祉事務所生活保護担当課、地域包括支援センター等、アルコール関連問題に対応している様々な関係機関を対象に研修を行います。（医療保健部）	部会の意見に基づく修正
10	30～36	※参考資料に以下を追記しました。 <u>1 県内の依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関・相談拠点一覧表</u> <u>2 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）</u>		パブリックコメント等に基づく修正